

◆ 許可を受けた内容に変更が生じた場合について (古物営業法第7条、同法施行規則第5条)

【罰則 10万円以下の罰金】

許可を受けた後に、許可申請書に記載した事項を変更しようとするときは又は変更したときは、届出をしなければなりません。

また、他県の営業所等に関する変更については、愛知県内の営業所を管轄する警察署に届出することによって変更することができます。

変更届出書は、県警ホームページからダウンロードでき、必要な添付書類についても掲載してあります。

◎届出先は、主たる営業所、その他の営業所いずれの営業所を管轄する警察署でも届出が可能です

但し、★マークが付いている事項については、許可証の書き換えが必要なため、主たる営業所を管轄する警察署にしか届出できません

1 営業所を変更する前の【事前の届出】が必要な事項…様式第5号

- ① 主たる営業所を変更する時(主たる営業所とその他の営業所を替える)
- ② 営業所の名称及び所在地の変更(店名変更、移転、新設、廃止)

◎届出期限は、変更しようとする日の3日前までです

2 【変更後に届出】が必要な事項…様式第6号

- ★① 営業者の氏名及び住所又は居所
(法人にあっては、名称、所在地、代表者の氏名及び住所)
- ★② 法人代表者の交替
- ★③ 営業者及び法人代表者の旧姓又は通称名(外国籍の方)の追加等の変更
- ★④ 古物商の場合には、行商をする者であるかどうかの別
- ⑤ 法人代表者以外の役員の氏名及び住所
- ⑥ 営業所ごとに取り扱う古物の区分
- ⑦ 管理者の氏名及び住所
- ⑧ 管理者の交替、営業所を新設したときの管理者の追加
- ⑨ 古物商でホームページを利用するなどの方法を用いるかどうかの別(URLの変更も含む)

◎届出期限は、変更した日から14日以内(法人登記の変更が必要な場合は20日以内)です



◆ 標識の掲示について (古物営業法第12条)

【罰則 10万円以下の罰金】

古物商は営業所、仮設店舗等の見やすい場所に、許可を受けたことを証する標識を掲示しなければなりません。

標識の様式		備 考	
	16	1	この様式は、古物商がその営業所等に掲示する標識の様式です。
		2	材質は、金属、プラスチック又はこれらと同程度以上の耐久性を有するものです。
		3	色は、紺色地に白文字です。
		4	番号は、許可証の番号を記載してください。
		5	図示の長さの単位は、センチメートルです。
		6	「〇〇〇商」の「〇〇〇」部分には、当該営業所等において取り扱う古物に係る第2条各号に定める区分(2以上の区分に係る古物を取り扱う場合は、主として取り扱う古物に係る区分)を記載してください。 ただし、美術品類については、「美術品」、時計・宝飾品類については「時計・宝飾品」、自動二輪車及び原動機付自転車については、「オートバイ」、自転車類については、「自転車」、写真機類については「写真機」、事務機器類については「事務機器」、機械工具類については「機械工具」、道具類については「道具」、皮革・ゴム製品類については「皮革・ゴム製品」、金券類については「チケット」と記載してください。
		7	下欄には、古物商の氏名又は名称を記載してください。

◆ 古物商の営業の制限について（古物営業法第 14 条）

【罰則 懲役 1 年以下又は 50 万円以下の罰金】

古物商は、その営業所又は取引の相手方の住所、居所以外の場所において、買受けたり交換するため、又は売却や交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取ってはなりません。

◆ 仮設店舗営業の届出について（古物営業法第 14 条ただし書き）

古物商が仮設店舗において古物営業しようとするときは、仮設店舗で営業を営む3日前までにその日時及び場所について仮設店舗を設置しようとする所在地を管轄する警察署に届け出しなければなりません。

また、仮設店舗を設置しようとする場所の都道府県内に営業所がない場合は、すでに届け出している営業所の所在地を管轄する警察署に届け出することもできます。

※仮設店舗とは・・・例えば営業所以外の場所にイベントブース等を設けて古物を買受けたり交換する場合です。

仮設店舗においても標識の掲示義務があります。

◆ 帳簿等への記載等について（古物営業法第 16 条）

【罰則 懲役6月以下又は 30 万円以下の罰金】

古物商は、売買若しくは交換のため、又は売買若しくは交換の委託により、古物を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、免除事由に該当する場合を除き、下記の事項を帳簿等に記載等をしなければなりません。

パソコン等でデータ管理する場合は、営業所で閲覧できる状況でなければなりません。

※ 帳簿等は最終の記載をした日から3年間、営業所等に備え付けなければなりません。

帳簿等の様式

受 入 れ										払 出 し			
年月日	区分	取引した古物			相手方の真偽を確認するために とった措置の区分 (及び方法)	取引の相手方				年月日	区分	取引の相手方	
		品目	特徴	数量		住 所	氏 名	職業	年齢			住 所	氏 名

備考 1「受入れ」の「区分」欄には買受け又は委託の別を記載し、「払出し」の「区分」欄には売却、委託に基づく引渡し又は返還の別を記載してください。2「品目」欄は、一品ごとに記載してください。3「特徴」欄には、例えば、衣類にあっては「上衣、シングル、鈴木の名入り、チョッキ、ねずみ色裏付き、ズボン、後ポケットふたなし」、時計にあっては「オメガ、何型、何番、文字板に傷あり」のように記載し、自動車にあっては自動車検査証に記載され、又は記録された自動車登録番号又は車両番号、車名、車台番号及び所有者の氏名又は名称等の必要な事項を記載してください。4 現に使用している帳簿に既に住所、氏名、職業及び年齢が記載してある者については、氏名以外の事項で異動のないものの記載は、省略することができます。

◆ 立入り及び調査について（古物営業法第 22 条）

【罰則 検査の拒否等 10 万円以下の罰金】



警察職員は必要があると認めるときは、事前連絡することなく、営業時間中において、古物商の営業所、古物の保管場所等に立入して、古物及び帳簿等を検査し、関係者に質問することができます。この立ち入り及び調査を拒否したり、妨げ、忌避した場合には処罰されます。